

公共工事の入札に係る入札金額の内訳書について

川 口 市

平成27年4月1日から、建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類（以下「内訳書」という。）を提出しなければならないとされました。

本市発注の建設工事に係る入札時に提出を求める内訳書の取扱いは、次のとおりとします。

- 1 平成27年4月1日以降に開札する公共工事の入札案件から、入札参加者は、その金額にかかわらず、内訳書を提出してください。
- 2 内訳書の様式は、当該工事案件の仕様書等と同様に「入札情報公開システム」に添付しますので、システムからダウンロードしてください。
- 3 内訳書の提出方法は、電子入札システム案件の場合は、電子入札システムの入札書画面の『内訳書』欄に内訳書を添付してください。その際にシステムに添付する内訳書のファイル名を、必ずダウンロード時のファイル名から会社名に変更して添付してください。
電子入札システム案件で、やむを得ず入札書を書面（紙媒体）で提出する場合は、入札書提出の締切りである開札日の前日までに、入札書と同時に内訳書も書面（紙媒体）で提出してください。
また、電子入札システム案件でない場合は、入札執行時に入札書と同時に提出してください。
- 4 入札の際に内訳書の提出を求める入札案件は、公共工事の入札案件となります。業務委託や原材料等の入札の場合は、内訳書の提出は必要ありません。
- 5 内訳書が不備であった場合は、原則としてその入札は無効となります。
内訳書が不備である場合とは、次のとおりです。
 - （1）内訳書の全部又は一部が未提出の場合（白紙の場合を含む。）
 - （2）内訳書と関係のない書類が提出された場合
 - （3）他の工事の内訳書が提出された場合
 - （4）内訳書が特定できない場合

- (5) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- (6) 工事名、業者名、代表者名の記載がない場合
- (7) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
- (8) 内訳書の計算に誤りがある場合
- (9) その他重大な不備がある場合（「値引き」等のマイナス計上がある場合、国や他の地方公共団体の様式で提出された場合等）

6 内訳書の書換え、引換え又は撤回はできません。

7 提出された内訳書は、返却しません。

8 内訳書の内容から談合等の不正行為が疑われる内訳書が提出された場合は、本市の談合情報対応要領の定めにより対応します。

9 平成27年4月1日以降に開札する工事案件については、落札者の決定にあたり、内訳書の内容確認が必要になるため、これまでよりも落札決定通知書の送付に時間を要する場合があります。

(参 考)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抄）

（入札金額の内訳の提出）

第12条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。